

コミュニティシネマの[文化芸術と法律]講座

上映者・映画館のための

「文化芸術基本法」と「劇場法」の 基礎知識 I

コロナ禍で、文化芸術活動も大きなダメージを受け、ミニシアターの窮状を懸念する人たちが、「SAVE the CINEMA」プロジェクト、「ミニシアターエイド基金」といったプロジェクトを立ち上げ、ミニシアターや上映者を支援する動きが広がりました。

映画館、とりわけ、多様な映画を上映する小規模な映画館（ミニシアター・シネマテーク等）は、「文化活動が行われる場所だから、文化庁が関与し、支援してくれるんじゃないかな？」と感じますが、映画館という「場所」やミニシアターを運営する「団体」を支援することは簡単にはできないようです。**多くの国が、コロナ禍のような緊急事態でなくても、映画館の運営を支える仕組みをもっています。ほかの国ではできているのに、なぜ日本ではできないのでしょうか。**

そんな素朴な疑問に対する答えを探して、**まずは、文化政策の基本である「文化芸術基本法」（2001年 成立）とは何かを学びます。基本法では、映画も文化芸術とされていますが…映画館や上映者にどんな関係があるのでしょうか。**

それに、「文化芸術基本法」の成立後につくられた「劇場法」（2012年 成立）。「劇場」での活動を振興するための法律ですが、映画とはあまり関係ないようです。**なぜ、劇場法の中には、映画を上映する“劇場” = 映画館が含まれていないのでしょうか。**

そんなことを専門家がわかりやすく話していただきます。文化芸術に関する“法律”は、実は、とても身近で、上映活動にも関わりの深いものなのです。皆さん、是非ともご参加ください。

日程 | 2021年3月15日（月）18:00～20:00（120分予定）

オンライン講座（Zoom） |

定員 | 50名（映画館・上映関係者限定）

*定員になり次第受付終了。原則、コミュニティシネマセンター会員優先。

参加費 | 無料

申込方法 |（メールでの申し込み）film@jc3.jp 3月3日（水）受付開始

件名に「法律講座申込み」と記載の上、下記内容をメール本文に記入し送信してください。

- 1.所属団体名（映画館名、上映活動の内容をお書きください） ※1団体1アカウントでご参加ください。
- 2.お名前 3.ご住所 4.メールアドレス 5.電話番号

内容 | ※下記の内容を予定しています。

「文化芸術基本法」と映画（上映）

文化芸術基本法とは何か。映画との関係。基本法成立後に行われた映画振興策等々。

「劇場法」とは何か

主旨と成立の経緯、劇場法の成立が演劇・劇場にどんな影響、変化をもたらしたのか。

「劇場法」と映画館（映画上映）+質疑応答

お問い合わせ・お申込み コミュニティシネマセンター TEL:050-3535-1573 Email :film@jc3.jp

講師：

馬奈木 徹太郎 弁護士・プロデューサー

福島原発事故被害者が国と東電を訴えた「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟弁護団事務局長、福島県広野町高野病院、岩手県大槌町旧役場庁舎解体差止訴訟などの代理人を務める。ドキュメンタリー映画『大地を受け継ぐ』（2015）企画、『誰がために憲法はある』（2019）製作、『ちむぐりさ 菜の花の沖縄日記』（2020）製作協力、『わたしは分断を許さない』（2020）プロデューサー。SAVE the CINEMA プロジェクトの呼びかけ人でもある。

福島明夫 演劇製作者/「青年劇場」代表/ 公益社団法人芸能実演家団体協議会（芸団協）常務理事

1977年秋田雨雀・土方与志記念青年劇場入団。89年製作部長を経て、97年代表に就任。演劇製作者としての活動とともに、芸団協常務理事、日本劇団協議会専務理事、日本新劇製作者協会理事などをつとめ、演劇文化政策を中心に文化芸能の社会的地位向上に積極的に取り組んでいる。コロナ後、2020年4月に立ち上げられた「演劇緊急支援プロジェクト」の主要メンバーでもある。

西原孝至 映画監督 ※進行

ドキュメンタリー映画『わたしの自由について～SEALDs 2015～』（2016）『もうろうをいきる』（2017）最新作『シスターフッド』（2019）は同年の釜山国際映画祭、大阪アジア映画祭で上映。SAVE the CINEMA、WeNeedCulture でも積極的に活動している。

主催 | 一般社団法人コミュニティシネマセンター 文化庁委託事業 2020年度次代の文化を創造する新進芸術家育成事業